

長野県中野立志館高等学校(全日制) いじめ防止基本方針

I いじめ防止対策の基本

1 いじめ防止に向けての目標

- (1) 全ての生徒・職員が、いじめを許さず、傍観せず、安心して学校生活を過ごせる学校にする。
- (2) 全職員で生徒を見守り、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (3) いじめが起きたときは、教職員が情報を共有し、当該生徒の心身の安全を最優先に考慮し、学校・保護者、必要な場合は外部機関と連携し、支援・指導を行う。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍するなど、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（情報端末を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「解消」はその行為が少なくとも3か月を目安としてやんでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことで判断する。

(2) 基本認識

①「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」

・だれもが被害者にも加害者にもなり得る。

②「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」

・いじめられたとする生徒の心理面を重視する。

③「いじめは人として絶対許されない」

・人権や生命に関わる重大な問題である。

(3) いじめの態様

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

①物理的いじめ

○暴力：叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)

○たかり：金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など

○嫌がらせ：持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書き、ズボンを脱がす、トイレへの閉じ込めなど

○けんか：けんかやふざけあい

②心理的いじめ

○言葉：冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど

○ネグレクト：無視、仲間外し・避ける、置き去り、SNSでの外しなど

○嫌がらせ：睨む、SNSやダイレクトメール等による誹謗中傷や画像流出など

(4) いじめの背景

①いじめの要因

いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。など

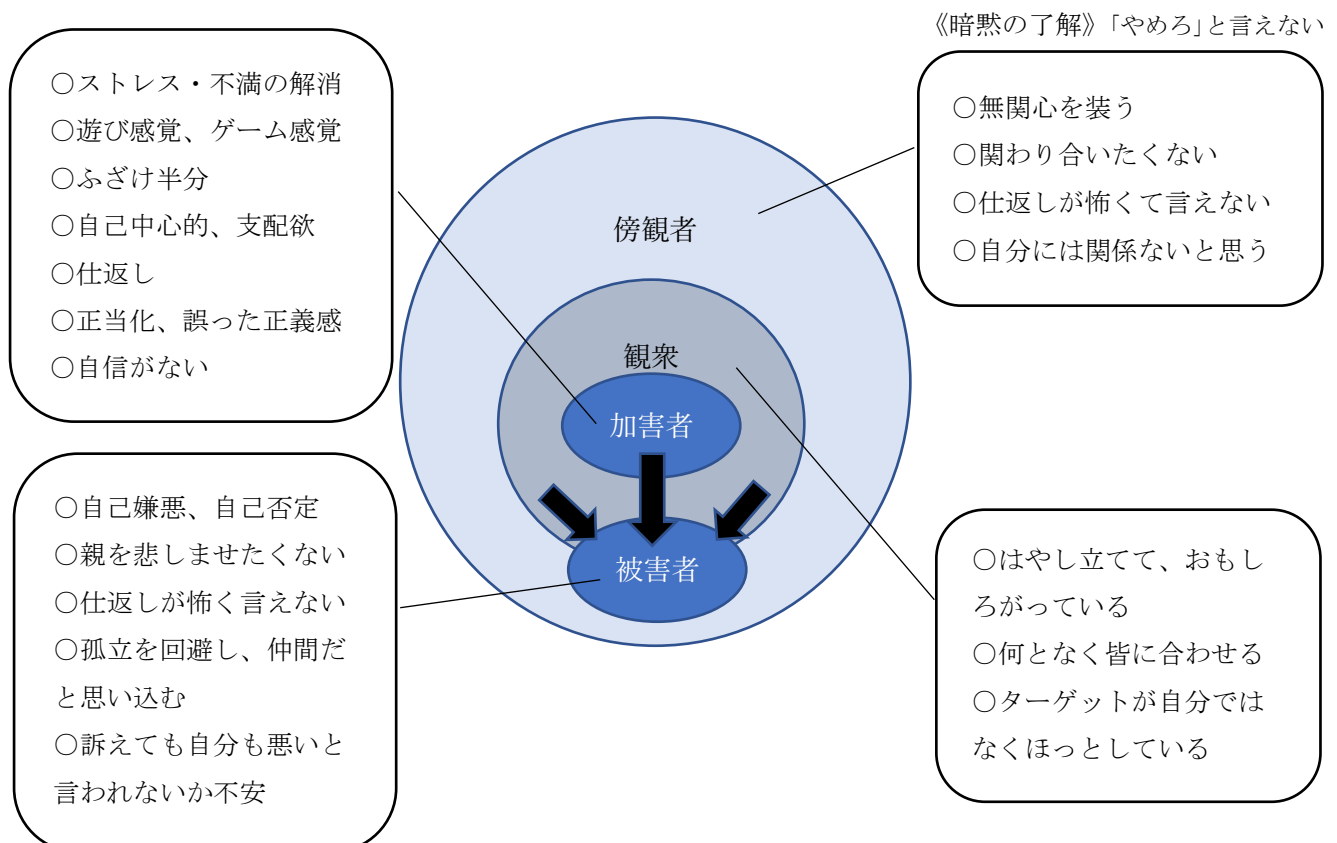
【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。など

【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。など

②いじめの構造



II いじめ問題への取組

1 いじめの未然防止

(1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- いじめへの対処方針や指導計画を生徒、保護者に示す。
- 全校集会、学年集会を利用し、いじめ問題を取り上げ、人権意識を高める。
- 生徒に対し、インターネット、携帯電話等利用の際の情報モラル教育を行う。

(2) 生徒との信頼関係の構築

- 朝夕のショートホームルームを充実させる。
- 1学期と2学期に行われる個別懇談を充実させる。
- 必要に応じて、SHRやLHRの時に面談を行う。
- 教科指導時、生徒会活動、部活動で積極的に生徒と関わる。

(3) 生徒理解に基づいた指導

- ホームルーム、授業、部活動時に変化に気づくよう生徒をよく観察する。
- 指導体制、日頃のいじめに対する教育について定期的にチェックする。
- 自己理解、他人を思いやる気持ちを高める指導を心がける。

(4) 職員研修の充実

- 本校の生徒の実態を理解するための研修を行う。
- 生徒面談をできるだけ多くの職員で行い、相談スキルを向上させる。
- いじめに関する事例研究を行う。

2 いじめの早期発見

(1) 実態把握

- 生徒相談係が年2回アンケート調査を行う。
- 生徒が教員に相談しやすい環境を整備する。
- 問題のいかにかわらず、日ごろから生徒と教員の間でコミュニケーションを持つように心がける。

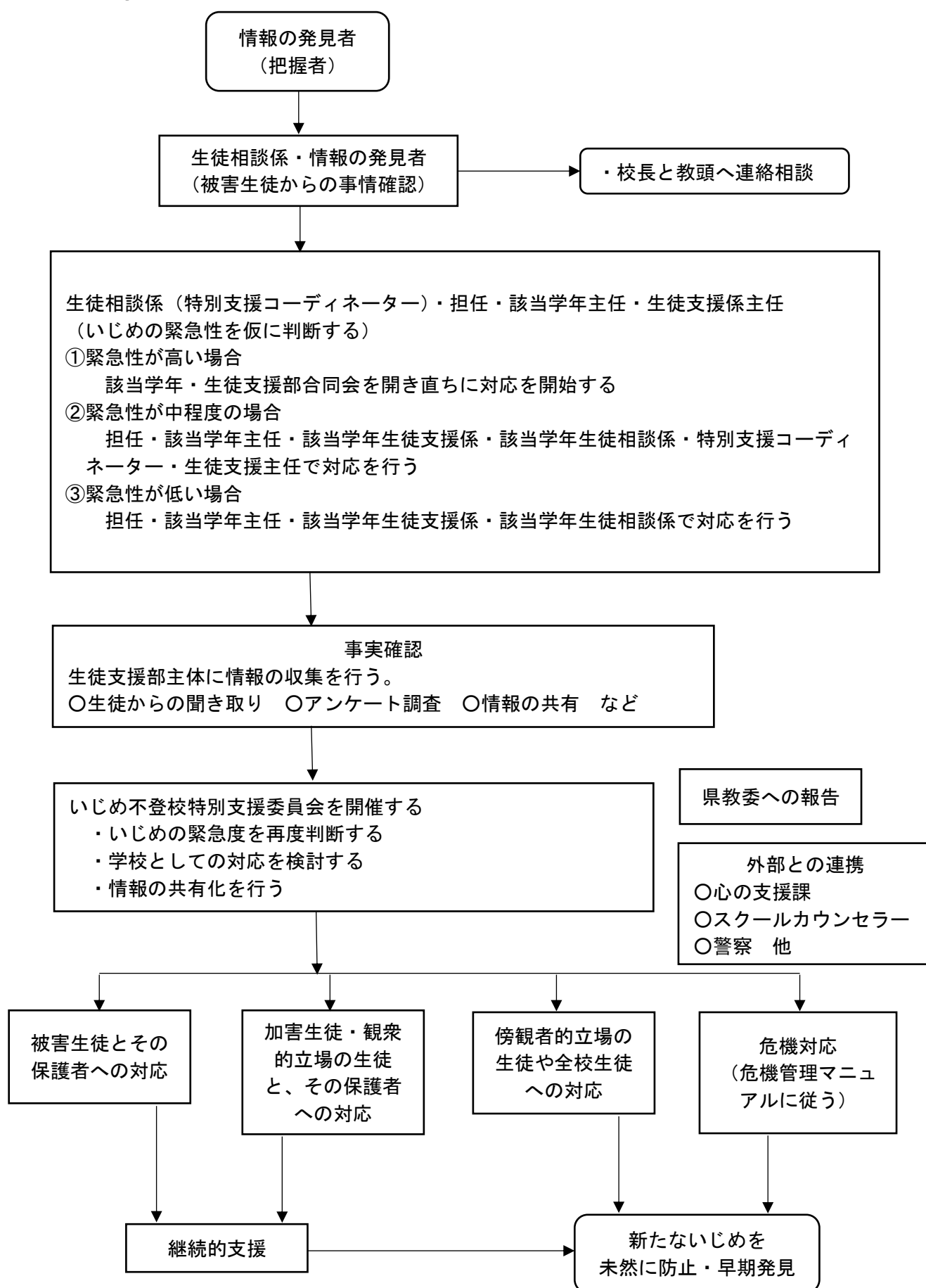
(2) 教育相談体制の整備

- 担任、学年、生徒相談係で生徒情報を共有する。
- 生徒相談係と生徒支援係を生徒と教員の相談窓口にする。
- いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会に連絡し、場合によっては外部機関の協力を求める。
- 相談週間を設定する。
- 校内外相談窓口[長野県子ども支援センター（子供専用ダイヤル0800-800-8035）24時間子どもSOSダイヤル（0120-0-78310）チャイルドライン（0120-99-7777）]を周知させる。

(3) 保護者との連携

- PTA総会、懇談会の際、いじめに関して思い当たることがないか確認する。
- 家庭での変化を学校に相談できるよう日頃から連絡を密にする。

3 いじめ対応フローチャート



4 いじめ対応の基本

(1) 「一人で抱え込まず、チームで対応」

- 情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、ホウ・レン・ソウ。
- 迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
- 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- 情報提供者の秘密を厳守する。

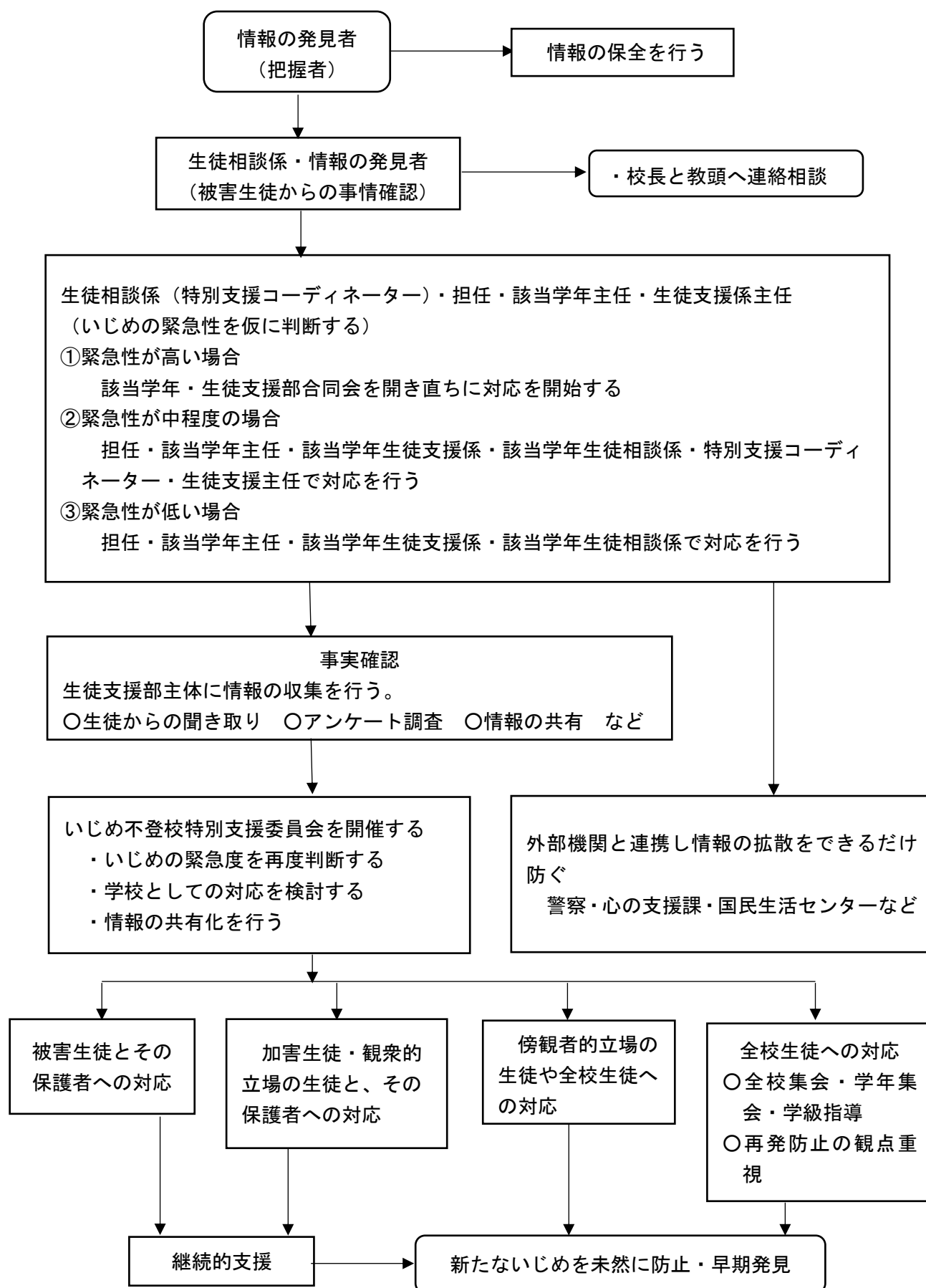
(2) 「被害生徒を守り通す」

- 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- いじめの解消後も、継続的な支援や見守りを行う。

(3) 「いじめは絶対許さない」

- 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

5 「ネットいじめ」対応フローチャート



6 ネットいじめ対応について

(1) 削除依頼について

①証拠の保全・記録

- 発見日時、発見の経緯
- ウェブページアドレス（URL）の記録
- ウェブページの印刷とファイル保存

印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

②削除依頼

○加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。

○加害生徒が特定できない場合

- ・削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見ることが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
- ・被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
- ・削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
- ・削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。

○削除依頼の手順

- 1 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
- 2 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
- 3 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
- 4 削除されない場合、専用の相談窓口相談する。

※緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室に相談する。

○削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL : <http://>～

スレッド : <http://>～

書き込みNo. :

掲載情報 : 私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と〇〇しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利 : プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由 : 私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

(2) 相談窓口

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権110番」 0120-007-110
- 長野県教育委員会心の支援課 026-235-7436

令和7年4月3日改正